

江戸

一八五九年七月—一八六三年四月

東京市史稿産業篇

第六十解読の手引き

平成三十一年三月

東京都公文書館

目次

浅草蔵前の床店 …………… 1

今様大江戸瓦版 …………… 6

浅草蔵前の床店

床店 勘定奉行ら三名の勘定方役人が、浅草・本所にある幕府米蔵の修復その他の費用不足を解消するため、

安政六（一八五九）年十月付で老中へ対策案を示して認可を求めた。これらの費用はそれまで公金貸付の利金で賄われていたが、当時、貸付先の大名が返済不能になるなどしたため費用不足に陥っていたのである。

そこで勘定方の役人が提案した費用不足の解消策とは、浅草の蔵前通りにおいて床店とこみせの営業を許可して地代を徴収し、不足を補うというものであった。

この勘定方からの提案に対して老中は、町奉行との

相談を指示した上で、それを認めた。相談を受けた町奉行からも十二月二十五日付で了解が得られ、蔵前通りでの床店営業を許可することが決定した（本巻二八三～二八六頁）。

床店というのは露店的一种である。江戸で営業していた露店を形態からみると大きく二つに分けることができる。床店と葭簀張よしすはりである。

床店とは、主に板を材料として床・壁・屋根を設けた仮設店舗である。多くの場合、間口は一間～一間半程度である。低い床が敷かれているため床店と称したと考えられる。その床の上に商人は座り、商品を店内の陳列台に並べたり軒先に吊るしたりして販売する。



葭簀張と床店 「柳原堤」(『江戸名所図会』第一冊)

客は店の外の路上にいて商品を見て購入する。基本的には物品販売用の店舗である。例外として床店が髪結営業に使用されることがある。この場合は客も店内に入って髪を整えてもらうことになる。こうした髪結営業に使用される床店を髪結床と呼ぶ。理髪店の俗称である床屋の語源である。

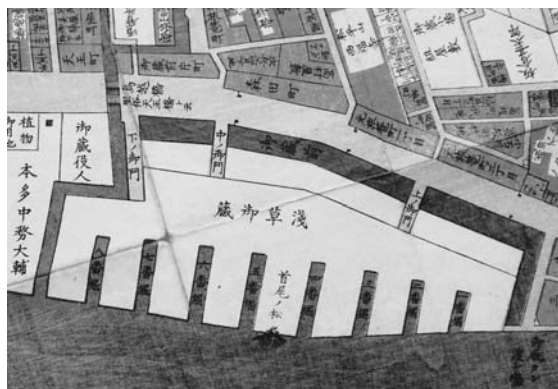
葭簀張とは、棒材で骨組みを作り、葭(葦、あし)の茎を編んで作った葭簀で壁や屋根を付けた仮設店舗である。床は敷かない。腰掛や棧敷を設け、客を店内に入れて営業する。床店が物品販売用の店舗であるのに対して、葭簀張は茶店などの飲食業や芝居・見世物など

の興行で使用される。

都市民衆世界と床店 浅草蔵前通りで営業を許可されることになった床店の軒数は不明である。営業許可区域の長さがおよそ三五〇間で床店一軒の間口が一間半に規定されていたことから推算すると、二三〇軒前後の床店が営業していたことになる(『大日本近世史料』諸問屋再興調十四、二三四〜二三五頁)。

江戸には床店の営業する場所が数多く存在したが、その中でも浅草蔵前通りの床店営業地は多数の床店が集中した大規模な営業地と言える。大規模営業地の他の事例はおおよそ以下のとおりである。上野山下や江戸橋広小路では一〇〇軒余りの床店が営業していた。神田川の南岸で筋違橋と浅草橋との間の柳原土手通りには、推定で三〇〇軒余りの床店が軒を連ねていた。浅草橋の南詰から西へ延びる柳原土手通りと、浅草橋から北へ少し行った所にある浅草蔵前通りの二つが、当時の江戸で最大規模の床店営業地として、近接して肩を並べることになったのである。

『守貞謾稿』^{もりてんまんこう}は、近世後期の江戸・京都・大坂の社会・経済・文化に関する様々な事柄について詳しく解説した百科事典的な書物として有名である。その中で床店については次のように記されている。「京坂ニハアレトモ稀也、江戸ハ甚タ多シ」(『守貞謾稿』巻之五)。つまり、江戸・京都・大坂の三都において、多数の床店が営業したのは江戸のみだったのである。床店が特に江戸で多かった理由は不明だが、ひとつ考えられるのは、江



浅草御蔵 (『江戸切絵図』「浅草御蔵前辺図 全」)

戸で都市民衆世界の発達が著しかったことである。

近世後期の江戸の町人人口は約五十万人であるが、その過半数の約二十九万人は「其日稼ぎの者」と呼ばれる人々であった。収入は低く不安定で、めぼしい資産は所持していなかった人々であり、その多くは狭隘な裏店(裏長屋)を賃借して居住していた。

裏店は、女性の賃仕事や一部の職人の小規模な内職を除けば、基本的には寝起きのための空間であり、ここに暮らす人々の稼ぎの場所は居住空間とは別のところにあった。その稼ぎが商売の場合は、商品を担いであちこちを移動し販売する棒手振り^{ぼうてぶり}か、あるいは路上などに設けられた床店や葎簧張、屋台を使用しての商売であった。こうした裏店居住の零細商人の膨大さが江戸で多数の床店が営まれていたことの背景にあったのはほぼ確実であろう。つまり江戸で顕著だった民衆世界の発達が数多くの床店を生み出したと考えてよいのではないか。

町内の表通りに面した常設店舗は地代・店賃も高く、

またそこで商売するには商株あきないかぶ(営業権)も必要だったため、裏店居住の零細商人たちはそこから疎外されていた。そうした商人たちにとって、人々の繁多な往来に面した場所で手軽に確保できる稼ぎの場として、床店は魅力的であった。

床店の認可と利権 江戸の各所に展開した床店営業地には幕府の認可を受けているもの(「願済ねがいずみ」)と無認可のもの(「願済無之ねがいずみこれなし」)とがあった。幕府の土地(「公儀地ぎぎち」)である道路敷地内へ床店を設置して商売することは本来禁止されていた。しかし、繁華な「人集之場所」においてそうした営業が無認可であってもおこなわれることは「自然之勢」であり、それに対する取締を徹底するのは困難である、という認識を幕府の役人たちもしばしば示している(例えば『東京市史稿』産業篇第五九、四八四頁の寺社奉行上申書)。浅草蔵前通りにおいても、今回の床店営業許可が出される以前に「葭簀圍にて商ひ、又は床見世同様」の商人が「凡百三拾軒余」も出ていたという(本卷二八五頁)。

それでも、幕府が無認可の床店営業地の取締を実施することは皆無ではなく、床店営業地が、より安定的に、より規模を拡大して存続するために認可を取り付けておく必要があったと考えられる。先に挙げた大規模営業地のうち、上野山下の場合は、寛永寺の負担する周辺道路の維持管理費用が過重であることを同寺が幕府に訴え、床店から徴収する地代でその費用を賄うことを出願して許されるというかたちで、床店の営業認可が取り付けられていた(小林信也『江戸の民衆世界と近代化』第一章、山川出版社、二〇〇二年)。柳原土手通りの場合は、土手通りの道路や土手などの維持管理負担の代替を名目にして道路沿いの町々などが幕府に出願して認可を取り付けていた(前掲小林書、第三章補論)。また、幕府からの認可を取り付けた寛永寺や町々から委託されて、道路などの維持管理業務と床店からの地代徴収業務とおこなう請負人が存在する場合もあった。その際に請負人は、道路などの維持管理費用を上回る額の床店地代を徴収し、その差額

を収益としていた（前掲小林書、第一部所収の諸論考）。

このように、簡易で小さくても人々の頻繁な往来に面した場所に店を確保したいという、裏店居住の零細商人の旺盛な需要を前提にして、それへ営業認可を取り付けることによって、認可の出願者やその出願者から業務委託を受ける請負人利権を手にしたのである。

今回、こうした利権に目をつけて幕府による営業認可の取り付けに動いたのは、他ならぬ幕府の勘定方役人たちであった。認可が取り付けられた蔵前通りの床店営業地の管理と地代の徴収とを幕府から委託されておこなう請負人が入札で選ばれた。通塩町の地借で「太物並仕立帯類渡世」を営む万右衛門という商人が請負人となって毎年九三六両の地代を幕府御蔵方へ上納することになった（前掲『大日本近世史料』二六八～二七〇頁）。このことは、都市民衆の日々の稼ぎにも吸着せざるを得ないほど悪化した財政に苦しむ幕府のあがきのようにも見える。

（小林信也・専門史料編さん員）

【参考文献】小林信也『江戸の民衆世界と近代化』

（山川出版社、二〇〇二年）。

今様大江戸瓦版

安政六年七月より
文久三年四月まで

《安政六年〓一八五九》

のぞき見禁止！女湯に竹簾徹底

七月九日 町奉行は江戸の湯屋に対し、女湯には竹簾を下ろし、外から見透かせないようにせよと命じた。町を通行する外国人の目を気にしてのことである。

寛政三年（一七九一）正月、町奉行は寛政改革の風俗統制の一貫として、男女入込湯（混浴）の禁止令を出している。その後も同法令はたびたび出され、入込湯を営業する湯屋が摘発されることもあった。

裏を返せば、この法令がなかなか守られていないということでもある。我が国においては、男女が混浴に入ったり、風呂上がりに裸で歩き回ったりというのは、珍しくない光景である。

ところが外国人には、我々の湯屋文化は奇異に映るらしい。二年前（安政四年）の十月、アメリカ総領事ハリスの江戸参府に際しても様々な注意事項の一つに、入湯人は裸で二階や店先にはならないというものがあった。外国人の通行が日常化する中で、町奉行所は庶民の感覚としては当たり前の裸体の取締に頭を悩ませそうだ。↓産業篇60―4頁。

「当時之秀吉」鈴木藤吉郎処罰

十一月十一日 町奉行所御用聞として異例の登用を受けた鈴木藤吉郎が処罰され、「存命であれば遠島」となった。罪状は古米買付の一件とあるが、詳細は公表されていない。関係者として米屋・米仲買のほか、仙台藩の御家来方までもが処罰の対象となっている。

老中阿部正弘の肝煎りで町奉行所御用聞となった藤吉郎だが、どうにも胡散臭い人物であった。元は内藤政之進といい、浪人の身分から一橋家、次いで水戸家に仕え、その秀才振りから斉昭に「当時之秀吉なり」とい

われ、藤吉郎の名を賜ったという。しかし水戸家の危難を見限って浪人となり、直後に阿部に拾われたらしい。藤吉郎が諸色潤沢方取調御用となつて、御備米十万俵を仙台藩から直接買い付けるといふことがあつた。今回の処罰者を見るとこの件に関連していると思われるが、推測の域を出ない。

藤吉郎は町奉行所に出勤する際も乗馬・駕籠を許可されていた。与力上席という立場を与えられたことから老中阿部との癒着が疑われるが、御用聞となつて四ヶ月足らずで阿部が死去したことから、今回の始末は見えていたのかも知れない。↓産業篇59―636頁、産業篇60―31頁。

《安政七年・万延元年 一八六〇》

新貨幣の登場、両替を求めて大騒動

正月二十日 この年、新たに鑄造した万延判と、これまで通用していた保字判（天保判）・正字判（安政判）との交換をめぐつて大騒動が起つた。この事の発端は、

外国貿易に伴う金の国外流出を防ぐため、日本での銀貨に対する金貨の価値を引き上げることにあつた。幕府は自分の対処として、天保判一両を三兩余り、正字判一両を金二兩余りに価値を上げて通用（割増通用）するよう正月二十日に命じたのである。

騒動が本格化するのは、額面と実質の価値を合致させた万延判と、保字判・正字判との交換が始まつた四月以降であつた。町人らは、保証のない額面とは違ふ価値での取引を嫌い、両替屋での交換を求めたのである。なかには、新判・古判の差額で一儲けしようとする地方にまで古判を買い求めに向く者もいるという。

一方、幕府より供給される万延判の量は限られており、我先にと競い合い、しだいに両替屋の周囲は両替を求める人びとでごつた返すようになった。

両替屋が番札（整理券）を配布すると、札取人を雇つたり、札を買い集めたりする者も出た。貧困者の良い稼ぎ口となつたが、力づくで札を取る者も多かつたため、女性や子どもが出る幕はなかつたとのこと。

やがて夜中から人が集まり始め、店に引き入れようものなら、押し合い揉み合い、鬨とぎの声をあげる者もあり、水をぶっかけても鎮まらない有様。番人に出た家主らの言うことも聞かず、何かへたなことを言えば、乱暴に及ぼうかという勢いという。七月には五、六千人にも達したといい、これらを目当てに白玉水や蕎麦などの屋台も出る始末。まさに混沌とした状況が連日連夜続いたのである。両替商の播磨屋中井新右衛門の記録にある二枚の絵からは、混乱する現場の様子が手に取るようにわかる。

結局、配布方法を工夫したことで、騒動は解消に向かったという。↓産業篇60―51頁。

直送禁止 生糸など五品目は江戸の間屋を通せ

閏三月 幕府は、生糸・呉服・雑穀・水油・蠟の五品について、地方商人らが直接開港場に卸すのではなく、必ず江戸間屋を経由するようにせよと命じた。

昨年、神奈川港（横浜港）で貿易が始まって以来、

生糸・呉服などの繊維製品や、雑穀・水油・蠟など日用品の品不足および価格高騰が問題化している。国内市場より貿易市場のほうが高値で取引されるため、地方商人らが生産地で商品を買ひ占め、江戸の間屋を通さず、開港場に直送していることによる。これらの商品を扱う江戸の間屋らは、かねてより町奉行所に対策を立てるよう訴えていた。

ようやく対策に乗り出した幕府だが、諸外国と締結した条約は自由貿易を保証するもので、商人同士の取引に干渉することができない。そこで「今回の法令は貿易の仕法を改めるものではない」「輸出の分を見込んで生産・取引を」と強調している。一方で同法令は、すっかり弱体化してしまった江戸の間屋を保護し、流通体制を立て直すのが目的とみる向きもある。↓産業篇60―131頁。

本丸御殿再建に関わった大工・人足らに御褒美

十二月八日 幕府は、本丸御殿の御普請に際して無賃にて御用を勤めた大工・町火消人足・相撲取に對し褒

美金を下付した。

昨年（安政六）十月十七日の江戸城本丸御殿焼失後、幕府はすぐさま再建工事に着手した。こうしたなか、同年十二月七日、市中大工棟梁共惣代の一番組大工行事・三河町一丁目万次郎地借寅吉他五人、今年二月七日には相撲取惣代喜太郎他五人と町火消惣代伊兵衛他一人が御国恩冥加として無賃で人足・職人を差し出したと町奉行所へ願ひ出た。町奉行所より許可を得た寅吉ら大工は汐見二重御櫓銅御多門の建設、相撲取は石類等運搬、町火消人足は櫓の地形建方を担当した。晴天続きだったため工事は順調に進み、わずか三十日で竣工した。

幕府からの褒美金は、大工へは金二百両、火消人足・相撲取へは金五十両にのぼった模様だ。↓皇城篇3・1203頁、産業篇60・72頁。

《万延二年・文久元年 一八六一》

江戸湾実測図、ついに完成

四月 万延元年（一八六〇）から西洋式測量法により

作成してきた江戸湾実測図がこの程完成した。この絵図は、海軍操練所教授方小野友五郎が指揮をとり、教授方手伝荒井郁之助・上原七郎・宮永扇三・甲賀源吾・豊田港らが測量し、安藤源太郎・野村総右衛門が製図したもの。

今回小野らによって作成された絵図は、もともと実習用として海岸線と湾内の水深を測量していたものだが、時節柄、海防に力を入れる必要があった幕府により追認された。先月末、幕府から小野に江戸湾内に砲台設置位置を検討するようにとの命が下り、より精密な測量が追加されたところである。

小野友五郎は、軍艦教授所（のち軍艦操練所）設立時からの教授、去る万延元年（一八六〇）の咸臨丸アメリカ派遣の際には航海測量を担当した、海軍テクノクラートの代表的存在である。↓港湾篇3・199頁。

御用鰻納人鉄五郎、ついに訴えられる

五月十日 江戸城に鰻を納める御用鰻納人惣代二名が、

同じく御用鰻納人の鉄五郎を訴えた。

きっかけは、四月十六日深夜、武州橋樹郡大森村の内川橋にて、軽子（荷物運搬業者）の庄次郎が襲われた事件。庄次郎は、川崎宿の鰻荷主久吉に頼まれ、鰻御用納人の本小田原町尾張屋平蔵に鰻荷物一荷を送り届ける途中であった。「芝田町の鉄五郎という鰻御用納人だ」と名乗る男らに声をかけられ、「荷物を渡せ」との要求を断ったところ、鰻を強奪された。

この鉄五郎、納人仲間の間では以前から問題人物だった。仲間の式法に背き、費用を受け取っていながら生け簀を設置せず、十年間にわたって御用鰻を納めていない。そして今回のように、「御用」だと偽って御用鰻を奪い、勝手によそへ売り渡してしまう。ただでさえ天候不順により今年の鰻は不漁で、このままでは御用鰻に支障が出るかもしれない。危機感を募らせた納人惣代らは、ついに訴えることにしたのである。

鉄五郎は、今回の件をはじめこれまでの不法を託び、自身は鰻渡世から引退するが、息子兼太郎に家業を相

続させたいと歎願している。納人らは、滞納していた金銭の支払いや、生け簀の設置費用を今後渡さないことなど、いくつかの条件を出して示談とする模様だ。

↓産業篇60―363頁。

英国公使館襲撃されるも公使は無事

五月二十八日 夜十一時頃、高輪東禅寺内のイギリス公使館が十数人の浪士から襲撃を受けた。警備体制が強化されていたため公使は無事だったが、双方共に複数の死傷者が出ている。

公使館側の死亡者は二名。負傷者は重軽傷含め二十名程。浪士側では襲撃後行方不明の者もいるので正確ではないが、死亡三名、重傷一名、生け捕り一名。そのほかは逃走。その後、南品川宿二丁目の虎屋という旅籠屋で逃走したと思われる浪士四名が自殺しているのが見つかった。襲撃者の正体は、生け捕りにした者が所持していた連判帳から水戸浪士と判明、十五名の名前が書かれていたという。

公使館の警備は大和郡山藩と三河西尾藩が担当しており、要人警護には外国奉行配下の外国御用出役の幕臣が当たっていた。警備側の死亡者は要人警護の出役で、深手を負った結果死亡したようだ。もう一人は寺の者で、こちらは巻き添えを食ったことになる。イギリス人館員も二名程負傷したが、こちらは軽傷のようで、国際問題にはならず済みそうである。↓市街篇 46―345頁。

猛獣見世物興行を禁止へ

十月十六日 町奉行所は、市中での猛獣の見世物興行を今後一切禁じる御触を出した。

これは、七月に牛込肴町家主清助より、オランダ人から買い取った虎を両国広小路で見世物興行したいと願い出があったのをきっかけに、評議が進められた結果の町触である。

しかし、ただちに全面禁止とするするには不都合な事実があった。昨年、将軍上覧になった豹が、その後

浅草寺境内と両国で見世物になり、大評判を呼んでいたのだ。これを受け、今度は四谷福寿院境内で虎の見世物を行ないたいとの願いが出されていた。同じような願い筋に対して異なった判断も出来兼ね、ようやく十月になって今回の興行に限り許可し、これ以降は禁止という運びとなった。ただし、町奉行所は許可を与えるに際し以下の四つの条件を課している。場末であること、厳重な鉄格子の檻に入れること、番人をつけて昼夜監視すること、日数を限り期日後は速やかに退去すること。

近年の震災・風災害もあり、どのような非常事態が起こるか分からない。町奉行の心配とは裏腹に、現在、四ツ谷福寿院境内にて虎の見世物が開催されている。

↓産業篇 60―465頁。

和宮江戸に到着につき注意喚起

十一月十五日 孝明天皇の妹・和宮が将軍家茂の元へ輿入れのため、本日江戸に到着する。十月二十日に京

都を出発しておよそ二十五日の長旅であった。到着後しばらくは御三卿清水家の屋敷に逗留したのち、江戸城大奥へ入城することとなる。

和宮到着直前ということで市中には戒厳体制が敷かれている。このため、行列が通行する予定の道筋の町々に対して、禁止事項を通達する町触が繰り返し出されている。

最も警戒しているのは火事で、火災の発生源となりやすい、風呂屋・料理茶屋・煮売屋・麩屋・湯葉屋・焼芋屋・蒲鉾屋・豆腐屋・鍛冶屋・饅飩蕎麦屋等は九日から十日まで営業停止とされた。焚き火や神仏に捧げる灯明も禁止という徹底ぶりだ。

また、横道・抜け道の通行制限、空き家の封鎖、二階家のメ切と目張り、往來の掃除等、細々とした注意事項も出されている。

なお和宮の行列が通行する際、男はすべてその場から払い出すこととされ、通行の模様を拝し奉ることは女性に限って許される。ただし、華美な衣類や髪飾り

が禁止される一方、見苦しい身なりも不可というからなかなか難しい。いずれにしても男性が「透見」することなど決してないように注意が必要である。↓市街篇46―509頁、産業篇60―488頁。

《文久二年―一八六二》

御用魚納入方法の改善を求め、起請文を取り結ぶ

正月二十二日 幕府へ御用魚を納めてきた四組肴問屋が、納入方法の改善を訴えるため、起請文を取り結んで団結を図った。

近年は、幕府の肴役所において、魚の大きさを実際よりも小さく計測して支払う代金を抑えたり、御雇買役や御雇小使の者が賄賂等を要求し、渡さない者を不当に扱ったりしているという。また、問屋らは多額の仕入れ前金を漁民へ払っているが、途中で船頭が魚荷を勝手に売り払ってしまうなど、大きな損失を出している。

そこで、以前のように大きさを正しく測定し、代金も規定通り支払うこと、納める魚は肴役所詰めの行事

や問屋が日々の相場をもって市場で購入するようにし、御雇買役を廃止とすることを訴えることにした。そして、訴願にあたり、問屋が神文に連印し、団結を誓ったのである。↓産業篇60―529頁。

香具師人別取締方

三月十日 町奉行は、香具師渡世の者を取り締まるため、重立った者を選んで人別帳を作成・管理させる方針を申し渡した。市中に定住する者はもちろん、他国より入り込む渡りの香具師も管理することをねらったものだ。

町奉行所内ではすでに昨年からの政策の実施に向けた検討に着手していたが、そのねらいは二つあったとみられる。一つは、治安状況の悪化が進む中、諸国を渡り歩く香具師に身をやつして身元不明の者が御府内に入り込むリスクを抑える目的である。今ひとつは逆に、香具師の情報収集能力をより確実に利用しようとする意図によるものである。これまでも町奉行所の組織同心等は特定の香具師と関係を築き、情報収集

のため用向きを申し付けてきたが、何分人別把握ができていないため急な連絡がつかないこともあった。そうした情報源の所在を把握しておき、迅速な治安維持活動に備えようというのである。

町奉行所では十九名の主要な香具師に人別帳の管理を委ね、現在八百人程いるとみられる香具師の統制に当たらせる見込みだ。↓産業篇60―586。



浅草寺境内で興行する独楽廻しの名人松井源水と取り囲む観衆たち。源水も香具師であった。(『江戸名所図会』第十六冊)

種を絶やすな！西洋医学所で種痘人募集

八月十六日 町奉行は名主らに対し、下谷和泉橋の西洋医学所・出張所に種痘人が絶えることなく来るようにせよ、と言ひ渡した。西洋医学所の取締役で幕府奥医師の伊東元朴らの依頼による。

瘡瘡（天然痘）の予防のため、牛痘に罹った者のかさぶたで作った痘苗を接種するのが種痘である。種痘により軽い瘡瘡にかかった子供の腕から、別の子供の腕へと植え継ぐ。オランダ人シーボルトがもたらしたこの予防法は各地で試みられ、広まった。

しかし現在、猛威を振るう麻疹により、種痘人が減っている。子供たちが命を落としたり、感染を恐れて外出しないためとみられる。

「今年は近年稀にみる麻疹の大流行のため、種痘を願ひ出る者がいない。麻疹にかかった子供に手当金を出し、日々種痘をしてきたが、この辺では接種し尽してしまった。このままでは種切れになってしまう。種痘所として始まった西洋医学所のプライドもある」。

瘡瘡の予防に半生を捧げ、西洋医学所（当時は種痘所）を設立し、江戸での種痘を主導してきた元朴は、危機感を持って語っている。↓産業篇60―706頁。

参勤交代制度が緩和される！

閏八月二十二日 このたび、参勤交代制度が緩和されることが決まった。

嘉永六年（一八五三）、ペリーが浦賀へ来航し我が国に開国を求めて以降、幕府は開国の是非とともに江戸湾をはじめとする全国の海防強化について繰り返し議論してきた。しかし、各年の参勤交代と海防強化との両立は各藩の負担が大きいとの声が上がっていた。今回の緩和は、海防強化策の一つである。

今回の主な変更点は、次の通りである。

これまで一年おきとしていた参勤交代を三年に一度とすること。藩主の在府期間は、御三家・溜間詰大名は一年、その他の大名は約百日とすること。嫡子は参府・在国・在邑のいずれかの選択を自由とすること。

妻子は帰藩を自由とすること。また、幕府は藩主が江戸藩邸留守の間、江戸詰の家来を少なくし藩の負担を軽減させるようにとも通達した。

この緩和は、一橋慶喜・松平慶永らによる幕政改革の一環として実現したが、幕府の大名統制力低下に歯止めがかかるか注目されるところである。↓市街篇
46―78頁。

コレラ獣現る!?コレラ流行で江戸は大パニック

八月下旬 七月中旬から流行中のコレラはますます猛威を振るい、江戸だけでも死者七万三千人に到達した。

コレラは突然の高熱、嘔吐、下痢、脱水などを生じ、放っておくと三日以内に死に至ることから「三日コロリ」とも呼ばれる怖ろしい病気である。

日本で最初にコレラが流行したのは文政五年（一八二二）。この病気の原因や治療法の手がかりはなく、予防措置を取ることは全くなかった。次いで安政五年（一八五八）に再び大流行。全国に蔓延し大惨事

を引き起こした。江戸では葬列の棺が昼夜絶えることなく、日本橋上には一日二百にもなる棺が並んでいたという。この時の死者は十万〜二十六万人にのぼった。このたびのコレラの猛襲は安政時を凌ぐ勢いとみられている。

八月中旬には、コレラを撃退させるために、町々の木戸に不浄除けの竹を立て、軒に奉燈の提灯を釣り、鎮守神輿獅子頭を渡し、神楽所をしつらえ神を祀り禍を祓ったり、山車を引き出し練り踊った。また、諸神社でも臨時の祭が執り行われた。さらには、原因不明のこの病を妖怪変化の仕業



「コレラ獣」(『藤岡屋日記』)

であるとして様々な流言が生まれるなど、人々に強い恐怖心を植え付け、江戸市中は大パニックに陥っている。

多摩の方では「コレラ獣」を見た者がいるとかいないとか。その姿はイタチに似ており、尾を除く頭から尻までの体長は三十センチ程。毛並みは狐色より余程濃く、眼は丸く、手足は猿、爪は猫の形をしているという。↓変災篇3―104頁、救済篇4―596頁、藤岡屋日記第八十八「コレラ獣」10巻397頁。

《文久三年―一八六三》

將軍上洛中の芝居興行はどうなる？

正月 町奉行が、將軍家茂の上洛中も猿若町で芝居興行ができるかどうか、老中へ伺い出たという。

天保十四年、將軍家慶の日光参詣に伴う將軍の留守中、芝居興行は禁止とされた。当然、今年の將軍家茂の上洛でも、それに倣って禁止とされるべきであろう。

しかし日光参詣と異なって長期間に及ぶので、猿若町

で芝居興行に携わる大勢の者の生活が立ちゆかなくなってしまう。そこで町奉行は、彼らは他に稼ぎ口が無いことや、暇をもてあまし犯罪に手を染めてしまう者も出てきてしまう恐れがあることを理由に、上洛中も芝居興行ができるよう老中へ伺いを立てたのである。

ただ、江戸出発日から五日間、および帰還日の五日前の期間は休業することで、將軍への不敬が無いよう折り合いを付けている。果たして、芝居興行は認められるのであろうか。↓産業篇60―808頁。